◎西尾市障害者計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方
1	★基本目標1:地域が一体となってともに理解する"まち" 福祉に関するアンケート調査や福祉団体関係者調査結果から、課題にも挙げられている通り、差別解消に向けた取り組みが必要である。 これに対する施策が、「地域住民への啓発活動の推進」や「広報活動の充実」など必要ではありますが、具体的な差別の解消や合理的配慮の提供には至らないと思います。 地域で暮らす障がいのある方において、関係機関が地域の実情に応じた差別の為の取り組みを主体的に行うネットワーク(「障害者差別解消支援地域協議会」)を組織し、対策を講じたほうが効果的であると思います。	西尾市地域自立支援協議会には地域支援部会、子ども部会、就労支援部会、権利擁護部会があります。権利擁護部会では、障害者の権利や権利擁護の事業について協議をしています。平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法では、差別を解消するための支援措置として「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができるとされていますが、本市におきましては、地域自立支援協議会が年数を重ねるごとに機能してきていることから、別に専門の協議会を立ち上げることはせず、当協議会の枠組みを活用し、協議することにしました。今後も、障害者差別の問題につきましては、権利擁護部会において議論をしてまいります。
2	★基本目標6:一人ひとりが生き生きと活躍する"まち" 平成30年4月施行の障害者雇用促進法改正において、 精神障害者の雇用義務化及び雇用率の上昇、また、平成 28年4月施行された障害者雇用促進法改正における、差別の禁止及び合理的配慮の提供義務など障がいのある方の就労の状況は近年変化が著しいです。 課題の整理で記載されている「就労の場の整備と一人ひとりの働き方支援」のとおり、働き続けるための周囲の支援 や職場の理解、通勤の問題、就労支援者(ジョブコーチ)の 質と量の確保等が課題になり、それらを就労支援部会で取り上げて検討し、何らかの取り組みをしていく必要があると 思います。	西尾市地域自立支援協議会の就労支援部会では、障害者雇用セミナーを開催し、企業側に障害者の特性や障害者雇用についての理解を深めていただくための活動をしています。また、基本目標6「一人ひとりが生き生きと活躍する"まち"」の下にある施策の1つに「就労支援の施策の推進と障害者優先調達の促進」があります。 その施策では、就労支援部会において、障害者の就労について検討する旨記述しております。
3		虐待といじめについては、様々な定義があると 考えておりますが、特にいじめについては個人 間の目に見えないケースがみられ、さらに社会 問題化もあることから、広義の意味での虐待的 行為と捉えております。 本計画では、平成25年に公布された「いじめ防 止対策推進法」への対応という観点で予防に特 化した記載となっておりますが、フォロー体制に ついても、今後関係機関と協議のうえ進めてま いります。